

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年7月20日（火）

10：01～10：17

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

欠席者：茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○政令 4件

○人事 2件

○報告 2件

○配布 6件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家戦略特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月1日とするものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」は、消費生活用製品の安全に関する技術の向上に鑑み、点検実施等が義務付けられている特定保守製品からガス瞬間湯沸器等を除外するものであります。

次に、「計量法施行令等の一部を改正する政令」は「自動はかり」の使用実態等を踏まえ、検定の対象範囲の見直し等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、野上農林水産大臣が、国際連合食料システムサミットに係るプレサミット出席等のため、25日から29日まで、小泉環境大臣が、G20環境大臣会合及び気候・エネルギー大臣会合並びに気候変動交渉に関する閣僚会合出席等のため、明日から27日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、小谷恒之外154名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元一般社団法人日本経済団体連合会会長中西宏明を正三位に叙し、旭日大綬章を授けるものがあります。

次に、「臨時国会召集要求書」について、御報告があります。本件は、去る7月16日、衆議院議員安住淳外135名から、憲法第53条に基づき、臨時国会を召集することを求める要求書が出され、内閣に送付されたものであります。

次に、「令和3年度第1・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年4月から6月までの3か月間に締結された、28か国、1機関の計32件、総額約135億円の取極について、取りまとめたものであります。

次に、配布資料がございます。まず、「警察白書」、「文部科学白書」及び「消費者物価指数」があります。後程、「警察白書」につきましては国家公安委員会委員長から、「文部科学白書」につきましては文部科学大臣から、「消費者物価指数」につきましては総務大臣から、御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果について、参議院に報告した旨、会計検査院から内閣に対し通知があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「航空協定の付表の改正に関する書簡」をポーランドとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、更なる航空自由化を促進する観点から、新たな航空運送路線を定めること

等について、取り極めるものであります。なお、22日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をフィリピンとの間に、「ドル建て借款の供与に関する書簡」をドミニカ共和国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。フィリピンとの書簡は、「マニラ首都圏地下鉄計画」に約2,533億円を、ドミニカ共和国との書簡は、「新型コロナウイルス感染症危機対応における公共政策等強化プログラム」に2億ドルを限度とする借款をそれぞれ供与することについて、取り極めるものであります。なお、27日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「債務救済措置に関する書簡」をエチオピアとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、主要債権国会合の合意に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するエチオピアの債務約27万円について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、27日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、8か国、4機関に対する計20件、総額約79億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

- 加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。
- 棚橋国務大臣：令和3年警察白書では、4つの特集を組みました。特集1の「東日本大震災から10年を迎えて」では、東日本大震災に関する活動とその教訓を踏まえた取組、今後の大規模災害を見据えた警察の備えについて紹介しております。次に、特集2の「サイバー空間の安全の確保」では、サイバー空間の脅威の現状と現在及び今後の取組について紹介しております。このほか、「新型コロナウイルス感染症をめぐる警察の取組」、「クロスボウの規制に向けた警察の取組」では、社会情勢の変化に応じた各種の対策について紹介しております。警察としては、災害の激甚化・頻発化や、サイバー空間の脅威の深刻化等の現下の治安情勢を踏まえ、今後とも、国民の安全・安心の確保のための取組を推進してまいります。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。
- 加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 萩生田国務大臣：令和2年度文部科学白書について御報告申し上げます。今回の白書では、特集テーマとして、「新型コロナウイルス感染症禍における文部科学省の取組」、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」及び「研究力向上のための若手研究者への支援」を取り上げました。文部科学省としては、本白書で記載した施策の更なる充実を図ってまいりたいと存じます。各閣僚におかれては、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。
- 加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。6月の消費者物価指数は、1年前に比べ0.2%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.2%の上昇と、2か月連続の上昇となりました。これは、ガソリンなどのエネルギーが上昇したことによるものです。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、物価動向を注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、外務大臣臨時代理たる私から、申し上げます。インドネシアにおける新型コロナ対策のため、酸素濃縮器を供与する支援として、560万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：野上大臣及び小泉大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、井上大臣を農林水産大臣の臨時代理に、赤羽大臣を環境大臣の臨時代理及び原子力防災担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から、緊急事態における迅速な閣議手続について、申し上げます。東京オリンピック競技大会は、7月23日から8月8日まで、東京パラリンピック競技大会は、8月24日から9月5日まで開催されます。東京大会は、各国から選手等が集まり、国際的にも最高度の注目を集めることから、現下の国際テロ情勢等を踏まえ、セキュリティ対策に万全を期す必要があります。仮に、重大テロ等の緊急事態が発生した場合には、事態に迅速に対処するため、国家安全保障会議の開催や閣議手続を緊急に行う必要性が生じる可能性があります。このような緊急の場合には、関係する閣議決定に基づき、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行うこと、また、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行うこととなります。閣僚各位には、24時間態勢で危機管理体制を確立し、いついかなる時にも携帯電話等で秘書官や各省庁と連絡が取れるような連絡体制を保つよう、改めての御確認をお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和3年 〕 (火)
7月20日

- ◎政 令
- 資料あり ○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 計量法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）

- ◎人 事
- 資料なし ☆ 農林水産大臣野上浩太郎外1名の海外出張について（了解）
- 資料あり ○ 大阪大学名誉教授小谷恒之外154名の叙位又は叙勲について（決定）

- ◎報 告
- 資料あり ☆ 臨時国会召集要求書について（内閣官房）
- 〃 ☆ 令和3年度第1・四半期に締結された無償資金協力に係る取極について（外務省）

- ◎配 布
- ☆ 令和3年警察白書（警察庁）
- ☆ 令和2年度文部科学白書（文部科学省）
- ☆ 消費者物価指数（総務省）
- ☆ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書（内閣官房）
- ☆ 月例経済報告（内閣府本府）
- ☆ 兵庫県知事選挙結果調（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎一般案件

資料
なし

- 航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換について (決定) (外務省)
- 〃 ○ {
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換
 について (決定) (同上)
- 〃 ○ 債務救済措置 (債務支払猶予方式) に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)
- 〃 ○ 無償資金協力に係る取極の締結 (令和3年度第3次取りまとめ分) 等について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]